

議 案 第 79 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に準じ、貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改定するため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第10第3項第3号中「530,000円」を「570,000円」に改め、同項第4号中「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に改め、同項第5号中「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に改め、同項第6号中「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表第15項第3号中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に改め、同項第4号中「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同項第5号中「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表第17項第1号中

「310,000 円」を「320,000 円」に、「430,000 円」を「460,000 円」に、「720,000 円」を「750,000 円」に、「960,000 円」を「1,020,000 円」に、「1,210,000 円」を「1,300,000 円」に、「2,950,000 円」を「3,150,000 円」に、「3,620,000 円」を「3,870,000 円」に、「4,170,000 円」を「4,460,000 円」に改め、同項第2号中「2,660,000 円」を「2,690,000 円」に、「3,190,000 円」を「3,230,000 円」に、「4,790,000 円」を「4,830,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。